

栄小学校いじめ防止基本方針

1 基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

栄小学校では、児童の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、国が定める「いじめ防止等のための基本方針」、秋田県教育委員会が定める「秋田県いじめ防止等のための基本方針」、及び横手市教育委員会が定める「横手市いじめ防止等のための基本方針」を参酌し、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2 いじめ防止のための措置

(1) いじめについての共通理解を図ること

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。
- ・全校集会や学級活動等で校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気为学校全体で醸成する。
- ・いじめの具体的な姿を認識させるため、具体的な行動や言葉の例を掲示する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成すること

- ・道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。
- ・社会体験・生活体験などを通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。

(3) いじめを生まないために指導上留意すること

- ・授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを心掛ける。
- ・学級や部活動等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
- ・教職員の不適切な言動によって、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように細心の注意を払って指導する。
- ・教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
- ・発達障害等について適切に理解した上で、指導に当たる。

(4) 自己有用感や自己肯定感を高めること

- ・教育活動全体を通して、児童一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供できるように努める。
- ・校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるようにする。
- ・困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高めることができるようにする。
- ・幼保小、小小、小中連携教育を充実させ、幅広く、多様な目で児童を見守ることで、発達段階に応じて、自己有用感や自己肯定感が高まるようにする。

3 いじめ早期発見のための取組

(1) アンケート

- ・学期に1回以上アンケートを行い、いじめの実態を把握する。

(2) 教育相談体制

- ・学期に1回以上の定期的な教育相談によりいじめの実態の把握に努める。
- ・教師と児童の日常のコミュニケーションを大切に、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

- ・教育相談等を通して教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気をつくる。

4 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
 - ・児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、学校いじめ防止委員会等で情報共有する。
 - ・速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
 - ・校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。
 - ・重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察署に相談または通報する。
- (2) いじめられた児童又はその保護者への対応
 - ・児童や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝え、事実関係の聴き取りを行う。
 - ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
 - ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、速やかに保護者に伝える（即日対応）。
 - ・児童にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
 - ・必要に応じて別室での学習を提案する。
 - ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
 - ・事後、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。
- (3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言
 - ・児童から事実関係の聴き取りを行う。
 - ・いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
 - ・聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
 - ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
 - ・組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
 - ・児童が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
 - ・知らなかった児童や傍観していた児童に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
 - ・いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
 - ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ・教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。
- (5) ネット上のいじめへの対応
 - ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため直ちに削除のための措置をとる。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
 - ・児童が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
 - ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。